

ビジネスコンプライアンス検定 上級問題集 改訂内容のご案内

本書は、2026年4月1日時点で施行されている法令に基づき、『ビジネスコンプライアンス検定 上級問題集(第9版第1刷発行日:2026年4月1日)』の記載内容のうち、変更になった箇所があります。詳しくは、以下の<改訂内容対応表>にまとめましたので、第8版をご利用のお客様におかれましては、内容を読み替えてご参照ください。

<改訂内容対応表>

該当箇所	改訂前(下線部分)	改訂後(下線部分)
p. 26 問題36～40 設問2	エ.X社が下請法上の親事業者、取引先が下請法上の下請業者に該当する場合、契約書上にどのような遅延損害の取り決めがなされていたとしても、X社が支払うべき遅延損害金は年14.6%という高利率の支払いとなる。	エ.X社が取適法上の委託事業者、取引先が取適法上の中小受託業者に該当する場合、契約書上にどのような遅延損害の取り決めがなされていたとしても、X社が支払うべき遅延損害金は年14.6%という高利率の支払いとなる。
p.40 問題22 解説	ア:適切。他人物売買は、権利者から目的物を譲り受けて買主に引渡すことが可能であり、有効な売買である(民法560条)。したがって、X社の所有だからY社は土地を購入した、というような動機が契約上明らかになっていて、意思表示の内容となっているような場合を除き、意思表示の内容に錯誤があるとはいえず、原則として無効とはならない(95条)。 イ:適切。錯誤無効の主張に必要な「要素の錯誤」とは、意思表示の内容の重要な部分の錯誤であり、錯誤がなければ一般通常人もその意思表示をしなかったであろう重要部分の錯誤である必要がある。工場建設は動機にすぎないが、工場建設目的であることが当然の前提となっていれば、売買契約の内容となっているといえ、工場建設が極めて困難であることは要素の錯誤といえるから、原則として錯誤無効の主張ができる。なお、錯誤無効の主張のためには、Y社が無重過失である必要がある。	ア:適切。他人物売買は、権利者から目的物を譲り受けて買主に引渡すことが可能であり、有効な売買である(民法560条)。したがって、X社の所有だからY社は土地を購入した、というような動機が契約上明らかになっていて、意思表示の内容となっているような場合を除き、意思表示の内容に錯誤があるとはいえず、原則として取り消すことはできない(95条)。 イ:適切。錯誤取消しの主張に必要な「要素の錯誤」とは、意思表示の内容の重要な部分の錯誤であり、錯誤がなければ一般通常人もその意思表示をしなかったであろう重要部分の錯誤である必要がある。工場建設は動機にすぎないが、工場建設目的であることが当然の前提となっていれば、売買契約の内容となっているといえ、工場建設が極めて困難であることは要素の錯誤といえるから、原則として錯誤取消しの主張ができる。なお、錯誤取消しの主張のためには、Y社が無重過失である必要がある。
p.46 問題36～40 設問2 解説	エ:適切。下請法は、比較的規模の大きな会社が優越的な地位を濫用し、下請会社に不当な圧力をかけることを防止すべく、親事業者の様々な濫用行為を規制する。そして、規模の小さな下請会社事業者は、代金を期日に受け取ることができないとたちまち資金繰りに苦慮することになるため、親事業者が支払期日に代金債務を支払うことも法律上の遵守事項として明記されており(下請法4条1項2号)、これに違反した場合の遅延利息の支払い義務についても法定されている(4条の2)。この条文は、強行法規であり、どのような約定があろうと、公正取引委員会規則に定める14.6%という高利率の支払いが義務付けられている。	エ:適切。取適法は、比較的規模の大きな会社が優越的な地位を濫用し、中小受託業者に不当な圧力をかけることを防止すべく、委託事業者の様々な濫用行為を規制する。そして、規模の小さな中小受託事業者は、代金を期日に受け取ることができないとたちまち資金繰りに苦慮することになるため、委託事業者が支払期日に代金債務を支払うことも法律上の遵守事項として明記されており(取適法5条1項2号)、これに違反した場合の遅延利息の支払い義務についても法定されている(6条)。この条文は、強行法規であり、どのような約定があろうと、公正取引委員会規則に定める14.6%という高利率の支払いが義務付けられている。
p.63 問題30	1:「公益通報者」とは、公益通報をした労働者のことをいい、会社の取締役が公益通報をしても、公益通報者保護法により保護されない。	1:「公益通報者」とは、公益通報をした労働者・退職者・役員のことをいい、会社の取締役が公益通報した場合も、公益通報者保護法により保護される。
p.64 問題31～35 設問1	イ.Y社がβの製造の一部をX社の了解なく下請け企業に発注していた場合、XY社間の契約で特に禁止されていなくとも、下請けの利用それ自体が債務	イ.Y社がβの製造の一部をX社の了解なく再委託先企業に発注していた場合、XY社間の契約で特に禁止されていなくとも、再委託の利用それ自体が債

該当箇所	改訂前(下線部分)	改訂後(下線部分)
	<p>不履行となる。 ウ.Y社がβの製造の一部をX社の了解の上で<u>下請け企業に発注していた場合、βの欠陥が下請け企業の作業に原因があるとすれば、Y社はX社に対し、βの欠陥についての契約責任を負わない。</u></p>	<p>務不履行となる。 ウ.Y社がβの製造の一部をX社の了解の上で<u>再委託先企業に発注していた場合、βの欠陥が再委託先企業の作業に原因があるとすれば、Y社はX社に対し、βの欠陥についての契約責任を負わない。</u></p>
<p>p.66 問題31～35 設問4</p>	<p>リコールを受け、X社は、XY社間の製造委託契約の見直しを考えている。次の見直し予定の条項修正内容のうち、<u>下請法(下請代金支払遅延等防止法)</u>に照らし、適切なものはどれか。解答番号34に記入せよ。なお、X社とY社の関係は、<u>下請法上の「親事業者」と「下請事業者」</u>の関係である。</p>	<p>リコールを受け、X社は、XY社間の製造委託契約の見直しを考えている。次の見直し予定の条項修正内容のうち、<u>取適法(中小受託取引適正化法)</u>に照らし、適切なものはどれか。解答番号34に記入せよ。なお、X社とY社の関係は、<u>取適法上の「委託事業者」と「中小受託事業者」</u>の関係である。</p>
<p>p.68 問題36～40 設問2</p>	<p>残業時間が月100時間を超える労働をさせていたとしても、<u>業務多忙に臨時的に対応するため、いわゆる36協定で定められた延長時間の限度を大幅に超える残業時間を認めるという特別条項付き協定を結んでいれば、ただちに違法とはならない。</u></p>	<p>残業時間が月100時間を超える労働をさせていた場合、<u>原則として違法となる。</u></p>
<p>p.85 問題30 解説</p>	<p>1:適切。公益通報者保護法における「公益通報者」とは、公益通報をした<u>労働者のこと</u>をいう(公益通報者保護法2条2項)。<u>この労働者は、労働基準法第9条に規定する労働者であり、会社の取締役は含まれない。</u></p>	<p>1:適切。公益通報者保護法における「公益通報者」とは、公益通報をした<u>者</u>をいう(公益通報者保護法2条2項)。<u>公益通報者で保護される労働者・退職者・役員のうち、「役員」には法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人のほか、法令の規定に基づき法人の経営に従事している者(会計監査人を除く)が含まれる。</u></p>
<p>p.86 問題31～35 設問1 解説</p>	<p>イ:不適切。請負契約は仕事の完成を目的とする契約であり、完成義務を負う請負人がどのような方法で仕事を完成させるかは自由であるから、<u>下請人</u>を使用して完成させることも自由である(<u>下請自由の原則</u>)。契約に<u>下請禁止の特約条項</u>がなければ、<u>下請</u>をとめることはできない。 ウ:不適切。注文者と元請け、<u>下請け</u>の関係は、注文者から見れば、<u>下請けは元請けの手足</u>として利用されている履行補助者に過ぎない。<u>下請け</u>に原因がある場合であっても、<u>元請け</u>が完成させた目的物に瑕疵があることに変わりはなく、請負契約違反として、<u>元請け</u>が注文者に対して債務不履行責任を負う。</p>	<p>イ:不適切。請負契約は仕事の完成を目的とする契約であり、完成義務を負う請負人がどのような方法で仕事を完成させるかは自由であるから、<u>受託者</u>を使用して完成させることも自由である。契約に<u>再委託禁止の特約条項</u>がなければ、<u>再委託</u>をとめることはできない。 ウ:不適切。注文者と受託者、<u>再委託先</u>の関係は、注文者から見れば、<u>再委託先は受託者の手足</u>として利用されている履行補助者に過ぎない。<u>再委託先</u>に原因がある場合であっても、<u>受託者</u>が完成させた目的物に瑕疵があることに変わりはなく、請負契約違反として、<u>受託者</u>が注文者に対して債務不履行責任を負う。</p>
<p>p.87 問題31～35 設問4 解説</p>	<p>ア:適切。<u>下請法</u>は、事業者の資本金規模と取引の内容で「親事業者」と「<u>下請事業者</u>」を定義し、親事業者の優越的地位の濫用を迅速かつ効果的に規制することを目的としている。物品製造においては、<u>資本金3億円以上の会社</u>が、<u>資本金3億円以下の会社等</u>に製造委託した場合に規制の対象となり(<u>下請法2条7項、8項</u>)、「親事業者」と「<u>下請事業者</u>」間で、「親事業者」の指定する物を強制して購入させることも原則禁止である(<u>4条1項6号</u>)。しかし、製品を改善する必要性があり、安全性、品質管理のため合理性がある場合には、「<u>正当な理由</u>」があるとして「親事業者」の指定する原材料購入義務を課すことも認められる。 イ:不適切。発注内容と同種または類似の内容の給</p>	<p>ア:適切。<u>取適法</u>は、事業者の資本金規模と取引の内容で「<u>委託事業者</u>」と「<u>中小受託事業者</u>」を定義し、<u>委託事業者</u>の優越的地位の濫用を迅速かつ効果的に規制することを目的としている。物品製造においては、<u>資本金3億円超の会社</u>が、<u>資本金3億円以下の会社等</u>に製造委託した場合に規制の対象となり(<u>取適法2条8項、9項</u>)、「<u>委託事業者</u>」と「<u>中小受託事業者</u>」間で、「<u>委託事業者</u>」の指定する物を強制して購入させることも原則禁止である(<u>5条1項6号</u>)。しかし、製品を改善する必要性があり、安全性、品質管理のため合理性がある場合には、「<u>正当な理由</u>」があるとして「<u>委託事業者</u>」の指定する原材料購入義務を課すことも認められる。 イ:不適切。発注内容と同種または類似の内容の給</p>

該当箇所	改訂前(下線部分)	改訂後(下線部分)
	<p>付に対し、通常支払われる対価に比し著しく低い<u>下請代金の額を不当に定めると、買ったたきとして違法となるおそれがある(4条1項5号)</u>。買ったたきに該当するか否かは、<u>下請代金の額の決定にあたり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常の対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況および当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断する(下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準第4 5(1)、公正取引委員会)</u>。本事例は、通常より著しく低い下請代金であるところ、仮に売り上げ減少がリコール、つまり、Y社の部品βの欠陥に起因するのであっても、今後の売上は不確定なものであり、他と差別する合理的理由とはいえないし、それは別途、損害賠償請求で解決すべき問題であるともいえ、一方的な要請は認められるものではない。</p> <p>ウ: 不適切。下請法第2条の2は給付の内容を検査するかどうかにかかわらず、<u>親事業者が給付を受領してから少なくとも60日以内に下請代金を支払う義務を定めている。検査完了を基準とすることは認められていない。</u></p> <p>エ: 不適切。製造委託契約に、<u>下請事業者の責に帰すべき理由がない場合にまで下請代金を減額するという不利益条項を盛り込むことは、たとえ合意の上であつても禁止される(4条1項3号)</u>。</p>	<p>付に対し、通常支払われる対価に比し著しく低い代金の額を不当に定めると、買ったたきとして違法となるおそれがある(5条1項5号)。買ったたきに該当するか否かは、代金の額の決定にあたり<u>中小受託事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常の対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況および当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断する(製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準第4 5(1)、公正取引委員会)</u>。本事例は、通常より著しく低い代金であるところ、仮に売り上げ減少がリコール、つまり、Y社の部品βの欠陥に起因するのであつても、今後の売上は不確定なものであり、他と差別する合理的理由とはいえないし、それは別途、損害賠償請求で解決すべき問題であるともいえ、一方的な要請は認められるものではない。</p> <p>ウ: 不適切。<u>取適法第2条の2は給付の内容を検査するかどうかにかかわらず、委託事業者が給付を受領してから少なくとも60日以内に代金を支払う義務を定めている。検査完了を基準とすることは認められていない。</u></p> <p>エ: 不適切。製造委託契約に、<u>中小受託事業者の責に帰すべき理由がない場合にまで代金を減額するという不利益条項を盛り込むことは、たとえ合意の上であつても禁止される(5条1項3号)</u>。</p>
<p>p.89 問題36～40 設問2 解説</p>	<p>ア: 適切。労働基準法は、第36条の規定による、<u>いわゆる36協定を締結し、労働基準監督署長に届け出ることを要件として、法定労働時間を超える時間外労働を認めているが、これには1カ月45時間以内などの延長時間の限度がある(36条3項、2項、労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準3条)</u>。しかし、<u>臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合に、特別条項付き協定を結べば、限度時間を超える時間を延長時間とすることができ、時間を短くする努力義務はあるが、現行法にこの特別延長に上限はない(同基準3条1項ただし書き)</u>。</p>	<p>ア: 適切。労働基準法改正(大企業2019年4月から、中小企業2020年4月から施行)により、<u>時間外労働の上限規制が規定された。これまで、36協定の延長時間等の制限があつても、臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合に、特別条項付き協定を結べば、100時間を超える労働も法律上は可能であつたが、過労死などの温床となつているとの批判から、改正により単月100時間未満、複数月平均80時間以内(いずれも休日労働含む)などの上限規制が罰則付きで導入されている。ただし、建設現場や医師などについては、例外的に上限規制の適用が猶予されている。</u></p>
<p>p.94 問題1</p>	<p>ア: コンプライアンスを「社会的要請への適応」と捉えると、<u>コンプライアンスの中の法令上の義務を超えた部分がCSRと重なり合うことになる。</u></p>	<p>ア: コンプライアンスを「社会的要請への適応」と捉えると、<u>コンプライアンスの中の法令上の義務を超えた部分のみがCSRと重なり合うことになる。</u></p>
<p>p.102 問題19</p>	<p>ウ: 業務多忙に臨時的に対応するため、36協定で定められた延長時間の限度を超えるような残業時間を認める特別条項付き協定を結んで、1カ月間だけ月<u>100時間をわずかに超える残業をさせること</u></p>	<p>ウ: 業務多忙に臨時的に対応するため、36協定で定められた延長時間の限度を超えるような残業時間を認める特別条項付き協定を結んで、1カ月間だけ月<u>80時間をわずかに超える残業をさせること</u></p>
<p>p.124 問題19 解説</p>	<p>ウ: 適切。労働基準法は、第36条の規定による、<u>いわゆる36協定を締結し、労働基準監督署長に届け出ることを要件として、法定労働時間を超える時間外労働を認めているが、これには1カ月45時間以内</u></p>	<p>ウ: 適切。労働基準法は、第36条の規定による、<u>いわゆる36協定を締結し、労働基準監督署長に届け出ることを要件として、法定労働時間を超える時間外労働を認めている。ただし、労働基準法改正(大</u></p>

該当箇所	改訂前(下線部分)	改訂後(下線部分)
	<p><u>などの延長時間の限度がある(36条3項、時間外労働の限度に関する基準)。しかし、臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合に、特別条項付き協定を結べば、限度時間を超える時間を延長時間とすることができ、時間を短くする努力義務はあるが、特別延長に上限はない。なお、この制度は過労死の温床となっているとして、現在規制が議論されている。</u></p>	<p><u>企業2019年4月から、中小企業2020年4月から施行)により、時間外労働の上限規制が規定され、単月100時間未満、複数月平均80時間以内(いずれも休日労働含む)などの上限規制が罰則付きで導入された。</u></p>

以上